最終更新日：2015年9月29日

パンチ工業株式会社
代表取締役社長 武田　雅亮
問合せ先：総務部コーポレート課 03-5460-8237
証券コード：6165
http://www.punch.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、法令を遵守し誠実に社会的責任を果たすとともに、経営の健全性及び透明性を高め、株主や顧客をはじめとするステークホルダーにとっての利益を守り、企業価値の継続的な向上を図るためには、コーポレート・ガバナンスの確立が最重要課題であると認識し、次の考え方のもと、コーポレート・ガバナンスの充実に取組んでまいります。

1. 株主の権利・平等性の確保
2. 株主を含む全ステークホルダーとの適切な協働
3. 適切な情報開示による透明性の確保
4. 取締役会による業務執行の監督
5. 株主との建設的な対話

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

（補充原則1-2-2）株主総会における権利行使
株主総会の招集通知の発送は、総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、法令に定める期間よりも前に発送するよう努めておりますが、現状では招集通知に記載する情報の正確性を担保するため、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知発送までの間に、TDnetや自社Webサイトでの電子的開示を行っておりません。来年以降、決算期末から総会の招集に係る取締役会決議等、諸手続きのスケジュールを見直し、電子的開示を行ってまいります。

（補充原則1-2-4）株主総会における権利行使
現状、機関投資家や海外投資家等の比率は相対的に低いため、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりませんが、今後株主構成を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳実施を検討してまいります。

（補充原則4-2-1）取締役会の役割・責務（2）
現在は固定報酬及び前年度業績と連動した現金報酬のみですが、自社株報酬等も含め、新しい報酬制度を2016年７月以降の導入に向けて準備を進めております。

（原則4-8）独立社外取締役の有効な活用
現在独立社外取締役を１名選任しておりますが、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、２名以上の社外取締役を選任することが必要と考えており、その条件を満たすべく、あと1名の社外取締役の選任を計画しております。当社が定める社外取締役の要件等を検討したうえで、その要件を満たす人材の人選を慎重に行なう必要があり、2016年開催の定時株主総会に向け候補者の検討を進めております。

（補充原則4-8-2）独立社外取締役の有効な活用
現在独立社外取締役を１名選任しておりますが、独立社外取締役が複数になった時点で、体制整備を行います。

（補充原則 4-11-3）取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
取締役会の実効性評価については、2016年６月の本報告書で当年度の評価の概要を開示すべく、分析・評価等の具体的仕組みを検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1-4）いわゆる政策保有株式
1. 政策保有に関する方針
保有しないことを原則としております。現在保有している株式については、相手先の承諾を得ながら、暫時売却する予定です。
2. 議決権の行使基準
政策保有株式は保有しないことを原則としておりますが、何らかの事情により保有している場合には、当該株式の発行会社の株主価値向上に資することを判断基準として、議決権行使を行います。

（原則1-7）関連当事者間の取引
当社では、役員、主要株主及びその他の関連当事者との間で取引を行う場合、会社法等の関係法令及び取締役会規則等の社内規程に則り、必要に応じて取締役会の承認を経るものとしております。また、取締役会での承認にあたっては、社外取締役及び社外監査役が当該審議に加わることにより、より客観的な立場から、取引内容の公正性、妥当性を検討することにより、当社及び株主共同の利益が損なわれないよう十分な審議を行っております。
また、取締役会の承認を受けた取引が実行された場合には、会社法等の関連法令及び取締役会規則等の社内規程に従い、その内容について取締役会に報告する体制を構築しております。
併せて、定期的に役員及び執行役員に対して、「関連当事者との取引に関する調査票」の提出を求めており、関連当事者との取引の有無を把握しております。

（原則3-1）情報開示の充実
当社は、法令に基づく開示はもとより、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとの観点より、以下の事項について主体的な情報発信に努めてまいります。
1. 経営理念・社訓、企業ビジョンを当社Webサイトで公表しております。
http://www.punch.co.jp/companyinfo/vision.html
中期経営計画を当社Webサイトで公表しております。
http://www.punch.co.jp/ir/med_management.html
2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書Ⅰコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報に記載の内容をご参照ください。
3. 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
方針
現在は固定報酬及び前年度業績と連動した現金報酬のみですが、自社株報酬等も含め、新しい報酬制度の導入に向けて準備を進めており、その中で方針についても検討してまいります。
手続
社長が指名・報酬諮問委員会に報酬案を諮問し、委員会でその妥当性について審議し、最終的に取締役会で決定しております。
4. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者指名の方針と手続
取締役候補者指名に際しては、以下に掲げる要件を満たすことを方針としております。
＜社内取締役・社外取締役共通要件＞
a. 上場企業の取締役としてふさわしい人格、見識を有すること
b. 職務執行にあたり、肉体及び精神の両面で健康上の支障がないこと
c. 経営判断能力及び経営執行能力に優れていること
＜社内取締役（業務執行取締役）の要件＞
d. 当社及び当社グループの業務に関し、職務執行に十分な経験と知見を有すること
＜社外取締役の要件＞

e. 豊富な専門知識・経験を有し当社の持続的成長や中長期的な企業価値向上に資する人材であること。
f. 当社以外の上場会社役員の兼任は合理的な範囲であり、十分な時間・労力を当社の取締役としての業務に振り向けることが出来ること。
g. 別に定める「社外役員の独立性判断基準」に適合していること。

また、取締役指名までの手続きは以下のとおりとなっております。
a. 社長が候補者案を策定。
b. 上記案を、現任の社外役員を中心に構成された任意の指名・報酬諮問委員会に諮問。
c. 指名・報酬諮問委員会において、上記方針に基づき、各候補者の適格性について審議し、社長へ答申。
d. 上記答申に基づき、社長が最終案を策定し、取締役会へ付議。
e. 取締役会にて最終決定。

監査役候補者指名の方針と手続
監査役会は、監査役候補者の選定に関し、社長との間で予め協議の機会を持ちます。監査役は、業務執行者からの独立性を確保し公平不偏の態度を保持できる者、最低1名は財務・会計に関し相当程度の知見を有する者であることが望ましく、社長は監査役としてふさわしい見識を持つ者を候補者案として策定し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で決定しております。

5. 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役の各候補者の経歴等については、株主総会参考書類をご参照ください。
http://www.punch.co.jp/companyinfo/ir/20150605_shoushutsuchi.pdf

(補充原則4-1-1)経営陣に対する委任の範囲
当社の取締役会は、中長期的な経営理念・ビジョン、経営戦略等の方針を示すとともに、取締役会の専決事項の他、特に重要と認められる業務執行の決定をしております。上記以外の事項及び具体的な業務執行は経営陣に委任しており、その範囲は、取締役会で定めた決議・決裁権限基準に基づいております。

(原則4-8)独立社外取締役の有効な活用
現在独立社外取締役を1名選任しておりますが、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、2名以上の社外取締役を選任することが必要と考えており、その条件を満たすべく、あと1名の社外取締役の選任を計画しております。当社が定める社外取締役の要件等を検討したうえで、その要件を満たす人材の人選を慎重に行なう必要があり、2016年開催の定時株主総会に向け候補者の検討を進めております。

(原則4-9)独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、社外役員(社外取締役および社外監査役)の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が以下に掲げる項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

a. 当社及び当社の関係会社(以下、当社グループ)の業務執行者(1)ならびに過去において業務執行者(1)であった者。
b. 当社グループを主要な取引先(2)とする者またはその業務執行者(1)。
c. 当社グループの主要な取引先(2)またはその業務執行者(1)。
d. 当社の大株主(3)またはその業務執行者(1)。
e. 当社グループが大株主(3)である会社の業務執行者(1)。
f. 当社の法定会計監査人である監査法人に所属している者。
g. 当社グループから、役員報酬以外に多額(4)の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等。尚、当該利益を受けている者が法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者を含む。
h. 当社グループから多額(4)の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者(1)。
i. 当社グループが直近事業年度末日の連結総資産の2%を超える資金の借入をしている金融機関及びその関係会社、またはそれらの業務執行者(1)。
j. 当社グループの業務執行者(1)が他の会社の社外役員を兼務している場合における当該他の会社及びその関係会社の業務執行者(1)。
k. 上記b. ～j. に過去3年間において該当していた者。
l. 上記a. ～k. に該当する者が重要な地位(役員および部長職以上の使用人またはそれらと同格とみなされる役職)にある場合は、その者の配偶者及び2親等以内の親族。

(注)
(1)業務執行者:業務執行取締役、執行役、その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、使用人。
(2)主要な取引先:取引高が取引元の直近事業年度における連結売上高の2%を超える取引先。
(3)大株主:直接保有、間接保有を含む議決権保有割合が10%以上である株主。
(4)多額:その者が個人の場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合等の団体の場合にはその者の年間の総収入の2%を超える額。

(補充原則4-11-1)取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方
当社は、取締役会の構成メンバーとして、経営、会計、金融、法律等の専門知識や経験を備えた人物をバランスよく配置すべきであると考えております。
役員における女性の割合等数値目標は定めておりませんが、女性の登用を積極的に推進するなど、多様性の確保に努めてまいります。
当社は現在4名の取締役を選任しており、現時点では単一事業であることから十分に取締役会の役割・責務を果たせると考えております。

(補充原則4-11-2)社外取締役・社外監査役の兼任状況
当社は、取締役・監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきであるとの観点より、役員の兼任数は合理的と思われる範囲とし、毎年兼任状況を確認しております。また兼任状況については、株主総会招集通知及び有価証券報告書で開示しております。

(補充原則4-11-3)取締役会全体の実効性についての分析・評価
取締役会の実効性評価については、今後分析・評価等の具体的仕組みを検討し、2016年6月の本報告書で当年度の評価の概要を開示いたします。

(補充原則4-14-2)取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社は、新任取締役・監査役に対し、取締役・監査役の職務を行うにあたり必要なガバナンス、リスクマネジメント、内部統制などの基礎的知識の習得のための、外部機関による研修等を斡旋し、費用を負担するとともに、社外取締役・監査役に対しては、就任早々に当社の事業等の理解促進を目的に、主要な事業拠点の見学、説明会等を実施することを方針としております。
また、経営、事業運営に関する法令・規則等の改正が行われた場合、その都度コンサルタント等を活用して、知識の更新に努めることとしております。

(原則5-1)株主との建設的な対話に関する方針
5-1-1.
当社は、株主の要望に応じて、代表取締役社長、IR担当取締役、IR専任担当が、株主との建設的な対話に臨むことを基本としております。
5-1-2.
(i)当社は、株主との対話全般において、建設的な対話が実現するよう、IR専任部署を置き、その統括を行うIR担当取締役を指定しております。
(ii)IR専任部署、財務部門、経営戦略部門と連携して適時かつ公正・適正な情報開示を行うよう努めております。
(iii)決算説明会や会社説明会の他、IRイベントに積極的に参加するとともに、株主通信、アニュアルレポート、IRメールマガジン等のツールにより、株主・投資家との対話の充実を図っております。
(iv)経営に株主・投資家の意見や懸念事項を反映するため、IR担当取締役が適時に経営陣幹部や取締役会に報告する体制と、IR専任部署からレポートの形で定期的に報告する体制を整備しております。
(v)決算情報については、各四半期の期末日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間とし、投資家との対話を制限しております。投資家との対話においては、事前に対話内容の確認を行い、インサイダー情報の流出と情報の非対称性が生じないよう努めております。
また、社内においては、「内部者取引管理規程」「情報セキュリティ管理規程」でインサイダー取引の未然防止、インサイダー情報の管理を徹底しております。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |

【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| エム・ティ興産株式会社 | 1,090,000 | 9.85 |
| 森久保　有司 | 822,000 | 7.43 |
| 森久保　哲司 | 650,000 | 5.88 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 644,500 | 5.83 |
| パンチ工業従業員持株会 | 580,800 | 5.25 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 448,900 | 4.06 |
| 野村信託銀行株式会社(投信口) | 250,400 | 2.26 |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS | 246,000 | 2.22 |
| 神庭　道子 | 243,000 | 2.20 |
| 杉本　健二 | 129,000 | 1.17 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 機械 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社以上50社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 4 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 1 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 横山　茂 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 横山　茂 | ○ | 横山茂氏が兼職先であった企業と当社の間には、リース取引が存在していますが、その額は2015年３月期の連結会計年度における連結売上高の0.01%未満で非常に僅少であります。 | （社外役員選任理由）<br>金融分野の専門家としての豊富な経験と幅広い見識を有していることより、社外取締役としての職務を適切に遂行して頂けるものと判断し選任しております。<br>（独立役員に指定した理由）<br>経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬諮問委員会 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | その他 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬諮問委員会 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | その他 |

補足説明

指名委員会及び報酬委員会に相当する任意の委員会として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。
「その他」の委員の属性は、社外監査役2名及び名誉会長の計3名であり、現在、委員長は社外監査役がその任に就いております。
当該委員会の役割は、代表取締役より諮問された取締役又は執行役員の選任・解任に関する株主総会議案又は取締役会議案、報酬案、その他これらに関する基本方針、規程類等に関する事項につき、答申することであります。

**【監査役関係】**

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 4 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は三様監査の有効性と効率性の向上を図るため、それぞれの間で定期的な連絡会を開催して監査計画・結果の報告、意見交換などの相互連携の強化を図っております。
1. 監査役と会計監査人の連携
監査役及び会計監査人の監査計画について、事前に双方の報告を受ける体制となっております。監査役は会計監査人による監査報告会への出席の他、必要に応じて会計監査人監査の立会や、情報交換を行っております。
2. 監査役と内部監査部門の連携
監査役と内部監査部門は、双方の監査計画、監査結果を報告する体制となっております。また双方による監査の実施および必要に応じて随時情報交換を行っております。
3. 内部監査部門と会計監査人の連携
会計監査人による監査報告会および内部統制評価等を通じて、相互に情報交換を行っております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 2 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 1 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 安藤　良一 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |
| 松江　頼篤 | 弁護士 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 安藤　良一 | | ――― | （社外監査役選任理由）<br>弁護士としての専門的見地から企業法務に優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しており、適切な監査を行うことができると考えております。 |
| 松江　頼篤 | ○ | ――― | （社外監査役選任理由）<br>弁護士としての専門的見地から企業法務に優れた実績を挙げており、かつ高い見識を有しており、適切な監査を行うことができると考えております。<br>（独立役員に指定した理由）<br>当社と人的、資本的な利害関係がなく、客観性、中立性の観点より経営を監視でき、独立役員の要件を満たしていると判断し、選任しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 2 名 |

### その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

該当項目に関する補足説明 更新

現在は固定報酬及び前年度業績と連動した現金報酬のみですが、自社株報酬等も含め、新しい報酬制度の導入に向けて準備を進めております。

| ストックオプションの付与対象者 | |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告にて全取締役の報酬総額を開示しております。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---|---|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会の決議により、取締役の報酬限度額を定めております。各取締役の報酬等の額の決定に関しては、過去の経験、市場水準と各取締役の貢献度に照らして指名・報酬諮問委員会で妥当性を検討し、取締役会の決議により決定しております。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対する情報伝達体制については、部門や子会社からの月次業務報告を回覧するなど定期的に情報を提供するほか、出席されない経営会議等の会議資料の配付、さらに必要に応じ説明を行うなど、社外取締役、社外監査役の職務執行の補佐に努めております。また、社外取締役及び社外監査役の業務連絡・補佐等は総務部が担当し、各部門長からの業務報告の場を設定するなど、コミュニケーションが保てるよう配慮しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 取締役会・取締役
当社の取締役会は、取締役4名で構成され、月1回以上の定例取締役会の他必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会の専決事項の他、特に重要と認められる業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、業務執行は、執行役員を選任し権限委譲した組織運営を行い、取締役の「経営監視機能」と執行役員の「業務執行機能」において、責任と権限を明確化した体制を作り、意思決定のスピード化を推進しております。
2. 経営会議
経営会議は、業務執行取締役、執行役員、本部長及び経営戦略室長で構成し、月1回以上開催しております。事業計画の進捗と業務執行に関する個別課題を実務的な観点から検討し、必要な対応を行っております。
3. 監査役会・監査役
監査役会は、監査役4名（うち社外監査役2名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、弁護士の資格を有しており、コンプライアンスの観点より経営監視を実施しております。
監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告収受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、経営会議への出席や各支店・工場への往査など実効性のあるモニタリングに取組んでおります。
4. 会計監査人
2012年6月より有限責任監査法人トーマツを選任しておりましたが、2015年6月任期満了により退任し、新たにPwCあらた監査法人を選任いたしました。会計監査人は必要に応じて、監査役、内部監査室と情報交換を行い、監査の連携を図っております。
5. 内部監査室
会社の組織及び諸制度の妥当性、諸業務の合法性、合理性及び能率性を監査し、経営の合理化及び業務の適正な遂行を図っております。
6. リスクマネジメント委員会
リスクマネジメント委員会は、取締役・執行役員・本部長、経営戦略室長、内部統制室長、総務部長及びグループ会社代表で構成しており、リスク管理体制及び法令遵守体制における整備・維持・向上と社員教育・研修を実施しております。
7. 役員報酬の決定方法等
取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。取締役個別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会で、その妥当性について検討し、取締役会で決定、また監査役個別の報酬については監査役会で決定しております。
8. 責任限定契約の締結について
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう定款に取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との責任限定契約に関する定めを設けることを株主の皆様にご承認いただいており、社外取締役である横山茂氏並びに社外監査役である安藤良一氏及び松江頼篤氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役会の主な役割・責務を経営上の重要事項に関する意思決定と経営会議を中心とした業務執行に対する監督とし、経営監督と業務執行の分離を目指しております。取締役会は4名で構成され1名を社外取締役に、また監査役4名中2名を社外監査役としております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立的立場からの経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役による取締役会の監督機能、社外監査役による独立した立場からの監査が実施されること、また監査役会が会計監査人や内部監査室と連携を取り監視機能を強化しており、経営への監視機能が十分に確保された体制が整っていると判断しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 決算期末から総会の招集に係る取締役会決議等、諸手続のスケジュールを見直し、招集通知は法定期日より早く発送するよう努めてまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 例年集中日を避けて株主総会を開催するよう努めております。<br>本年(2015年)は6月24日に開催しました。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | より多くの株主の皆様に議決権を行使していただくために、電磁的方法による議決権行使についても、今後検討すべき課題と考えております。 |
| その他 | 当社Webサイトに招集通知及び決議通知を掲載しております。 |

### 2. IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | IRサイトにて公表します。<br>開示の基本方針、開示方法、インサイダー取引の未然防止、情報の取扱等について規定しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 年に2～4回程度開催しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 中間及び通期の決算発表後に説明会を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | IRサイトのURLは、www.punch.co.jp/ir/index.html<br>IRサイト掲載情報は、決算情報、会社説明会資料、適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、アニュアルレポート、株主総会招集通知・決議通知、株主総会参考書類等を掲載しております。 | |
| IRに関する部署(担当者)の設置 | IR担当部署:総務部コーポレート課 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 企業倫理規範、行動指針を定め、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしていくことを宣言しております。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | ISO14001を認証取得し、環境行動指針に基づいた環境保全活動を継続的に推進しております。また、有害化学物質を含有しない製品づくり・調達に取り組んでおります。 |

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」について決議し、これについては外部環境及び経営環境の変化に応じて、継続的改善に努めるものとしております。
内部統制システムの整備に関する基本方針につきましては、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

（1） 当社は企業活動の基本として、「経営理念」「企業ビジョン」「社訓」並びに「企業倫理規範」「行動指針」を定め、法令・定款及び社会規範の遵守を経営の根幹に置き、取締役及び使用人はこれに従って、職務の執行にあたるものとする。
（2） 代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクの的確な把握・評価と適切なコントロール等を行うリスク管理体制を整備するとともに、法令遵守体制の整備・維持・向上の推進に努める。
（3） 代表取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置し、法令・定款・規則・規程等の遵守並びに業務執行状況について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
（4） 取締役及び使用人がコンプライアンス上の問題等を発見した場合に、報告・通報を行うことができる社内通報システム「パンチホットライン」を整備し、「内部通報制度規程」に基づき内部統制の維持と自浄プロセスの向上を図るものとする。なお、報告・通報は匿名を可能とし、通報者が不利益を被らないことを確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（会社法施行規則第100条第1項第1号）

（1） 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る情報が記載された文書を、関連文書とともに、「文書管理規程」「情報セキュリティ管理規程」その他の社内規程に定めるところに従い、適切に保存し管理する。
（2） 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法施行規則第100条第1項第2号）

（1） 「リスク管理規程」に経営活動上のリスク管理に関する基本方針及び体制を定め、この体制を整備・維持することによって適切なリスク対応を図る。
（2） 不測の事態が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき代表取締役社長を委員長とする臨時のリスクマネジメント委員会を開催、状況に応じた迅速な対応を行い、損害を極小化する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第3号）

（1） 経営環境の変化に対する迅速な意思決定を図るため、執行役員制度を導入し、職務執行権限と責任を執行役員へ委譲する。
（2） 取締役会は、毎月1回以上開催し、経営上の重要な事項について意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。
（3） 業務執行取締役、執行役員、本部長及び経営戦略室長で構成する経営会議を毎月1回以上開催し、業務執行上の重要課題について検討、審議並びに決定を行う。
（4） 「業務分掌規程」「職務権限規程」「稟議規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（会社法施行規則第100条第1項第5号）

（1） 「関係会社管理規程」など社内規程を整備し、子会社管理を管掌する執行役員（不在の場合は、担当取締役が代行）を置き、子会社の業務執行を監視、監督し業務の適正を確保する。
（2） 子会社の経営活動上の重要な意思決定については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととする。
（3） 子会社の財政状態、経営成績及び重要な決定事項の当社への定期的な報告を義務付けるとともに、重要な事象が発生した場合には、その都度報告を義務付ける。
（4） 当社は当社グループのリスク管理を担当する機関として、子会社の代表者も委員となる「リスクマネジメント委員会」を設置し、グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議する。
（5） 当社は将来の事業環境を踏まえたグループ中期経営計画を適宜策定し、当該中期経営計画を具体化するため、当社各部門及び子会社はそれぞれ重点施策を定め、グループ全体の目標達成に向け諸施策を実行する。
（6） 内部監査室は、子会社の内部監査部門と密接に連携し、定期的に子会社の業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第1号）

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、すみやかに適切な要件を満たす職員の選任に努めるものとする。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役の職務を補助すべき使用人の決定及び異動に関しては、監査役の同意を前提とする。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第3号）

監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指示命令に従うものとする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第4号）

（1） 取締役又は使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項をすみやかに報告するものとする。
（2） 内部監査室や「リスクマネジメント委員会」事務局は、内部監査や「リスクマネジメント委員会」等で検討された内部統制上の重要な指摘や課題事項、内部通報制度の運営状況等を定期的に報告するものとする。
（3） 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行わなければならない。

10. 当社監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第5号）

当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法施行規則第100条第3項第7号）

（1） 監査役及び監査役会は、会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ち、相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査を行う。
（2） 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行う。
（3） 監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、監査の実効性を高める。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制が適正に機能することを継続的に評価できる体制を整備、維持する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「パンチ工業株式会社行動指針」において、企業活動や市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないことを宣言しております。

反社会的勢力を排除するための体制につきましては、以下のとおりであります。

（1）反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

a 当社の行動指針、社内規程等に明文の根拠を設け、役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取組む。

b 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切拒絶する。

（2）反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

a 反社会的勢力の排除を推進するため本社総務部を統括管理部門とし、また、各拠点に不当要求対応の責任者を設置する。

b 「反社会的勢力対応マニュアル」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取組む。

c 取引先等については、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

d 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取組む。

e 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

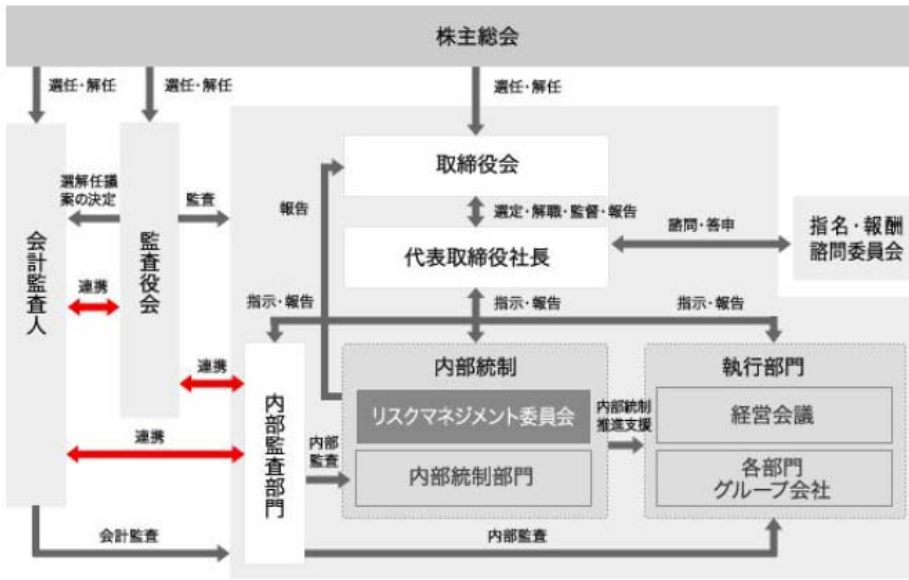
該当項目に関する補足説明

―――

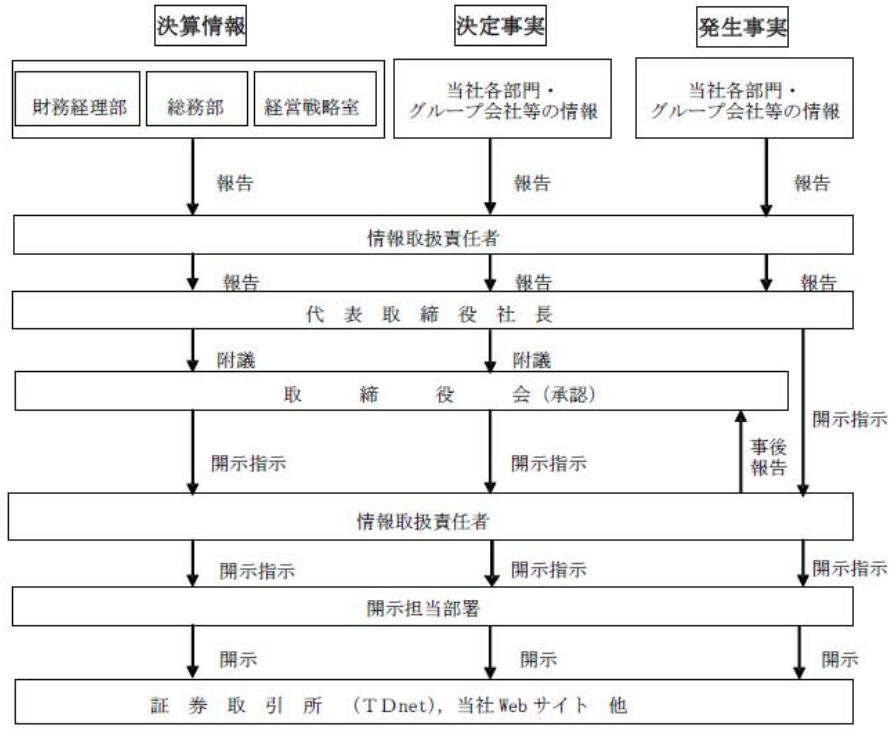
### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】




以上